

6次産業化の推進に向けて 求められる農林漁業成長産業化ファンドの規制緩和

政策調査部主任研究員

堀 千珠

03-3591-1304

chizu.hori@mizuho-ri.co.jp

- 農林漁業成長産業化ファンドとは、農林漁業者が加工・販売等の関連事業に多角化する動き（6次産業化）を支援するために設けられた官民ファンドである。
- 同ファンドは出資実績を徐々に拡大しているが、原則として農林漁業者を主たる経営者とする合併会社にしか出資できないという制約に縛られている。
- この制約の要因である6次産業化・地産地消費を見直し、中小企業を主たる経営者とする合併会社にも同ファンドが出資できるようにすれば、農林水産業と関連産業の発展につながると期待される。

1. はじめに

政府が「攻めの農林水産業」を掲げるなかで、現在注力されている取り組みのひとつが6次産業化の推進である。6次産業化とは、農林漁業者が加工・販売等の関連事業に多角化する動きを指し¹、これが進めば、農林漁業者の所得向上や地域活性化につながるものと期待されている。

この6次産業化を支援する役割を担うために設けられたのが農林漁業成長産業化ファンドである。同ファンドは、2012年12月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が施行されたことによって設立が可能となった官民ファンドで、6次産業化に取り組む農林漁業者への出資や経営支援を行っている。政府が2016年6月に閣議決定した「日本再興戦略2016」では、同ファンドが6次産業化を推進するための重要なツールとして位置づけられており、その活動内容や成果が注目される。

そこで、本稿では農林漁業成長産業化ファンドの概要や実績等を踏まえたうえで、そのさらなる活用に向けた政策的課題を明らかにすることとしたい。

2. 農林漁業成長産業化ファンドとは

農林漁業成長産業化ファンドは、①2013年2月に国と民間企業の共同出資によって設立された農林漁業成長産業化支援機構（略称A-FIVE）、②同機構、民間企業（主に金融機関）、自治体等の共同出資により設立された地域別やテーマ別のサブファンド、によって構成される（図表1、次頁）。その主な役割は、6次産業化に取り組む農林漁業者への出資や経営支援である。従来、こうした農林漁業者への財政的支援は、使途が厳しく制限され、かつ年度単位での支給となる補助金にほぼ限定されていた。しかし、農林漁業成長産業化ファンドが設けられたことで、農林漁業者は同ファンドから出資を受けるといった形での財政的支援を通じて、使途の制約が少ない資金を最長15年にわたって調達することが可能となった。

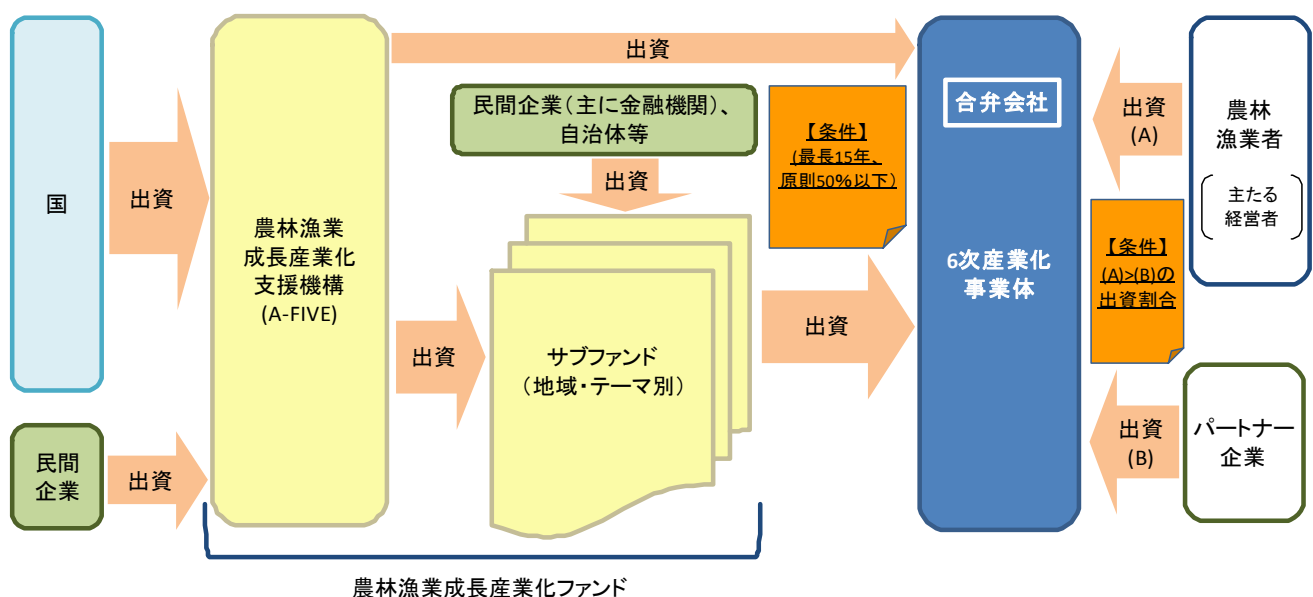
農林漁業成長産業化ファンドの出資の仕組みについて、図表1を参考にもう少し詳しく説明しよう。A-FIVEやサブファンドは、原則として農林漁業者が6次産業化に取り組むためにパートナー企業と設立した合弁会社に出資する。この合弁会社は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化・地産地消法、2011年施行）に基づき農林水産大臣から6次産業化への取り組みに関する計画の認定を受けた事業体（6次産業化事業体）でなくてはならない。6次産業化事業体については、農林漁業者の出資比率がパートナー企業の出資比率を上回る（＝農林漁業者を主たる経営者とする）ことが同法で求められており、農林漁業成長産業化ファンドの出資先も、この条件を満たすものに限られる。なお、農林水産省の資料によれば、合弁会社に出資する体制をとる理由は、農林漁業者が独自に6次産業化に取り組む場合と比べて「より確実にバリューチェーンの構築が行える²⁾」ことが期待できるためとされている。また、農業者を主たる経営者とする合弁会社のみを出資対象としている背景には、農林漁業者の所得向上を6次産業化の推進の最大の目的としていることがあるとみられる。

A-FIVEやサブファンドは、審査を行ったうえで、原則として資本金の50%を上限として合弁会社に出資する。仮に農林漁業者が5千万円、パートナー企業が4千万円を出資して立ち上げた合弁会社がA-FIVEやサブファンドから上限比率での出資（9千万円）を受けられることになった場合、農林漁業者は合計1.8億円の資本金で6次産業化の事業に取り組めることになる。このように、農林漁業者が少ない自己負担で大規模な事業に取り組みやすくなるのが農林漁業成長産業化ファンドの最大の利点といえる。

3. これまでの実績と課題解決に向けた取り組み

設立から3年余りを経て、農林漁業成長産業化ファンドの実績は徐々に拡大している。まず、ファンドの組成状況についてみると、2015年度末時点でサブファンド数が53にまで増え、A-FIVEとサブファ

図表1 農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



(資料) 農林水産省、農林漁業成長産業化支援機構の公表資料より、みずほ総合研究所作成

ンドをあわせた総出資枠は730億円に達した。また、同時点での案件組成状況についてみると、累計88件の出資が決定し、これに合計72億円が投じられることとなった（図表2）。A-FIVEによれば、2015年12月時点で出資先の8割強を新たに設立された合弁会社が占めるほか、出資先の約7割が事業計画どおりまたはこれを超える人員を雇用しているとのことであり、農林漁業成長産業化ファンドは主に農林漁業が盛んな地方において新事業や雇用の創出に寄与している。

ただし、6次産業化・地産地消法に基づく計画認定を受ける事業者が限られていたり、「ファンドの活用方法等が十分に浸透していない状況³」にあたりするなかで、ファンド関係者が出資実績の飛躍的な拡大を図っていくのは容易ではないように見受けられる。このうち活用方法については、ファンド関係者が農林漁業者に対し、政府が2014年10月に策定した「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」の積極的な説明に取り組んだことで、ある程度は浸透が進んだといえる。しかし、6次産業化事業者の少なさについては、ファンド関係者の努力による改善余地は乏しいのが現状である。

こうした状況を踏まえ、現在政府は、農林漁業成長産業化ファンドの出資対象の拡大を進めつつある。具体的にみると、2016年5月に「6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者」を農林漁業成長産業化ファンドの出資対象に追加したほか⁴、同年6月に閣議決定した「日本再興戦略2016」において、別会社を作らずに6次産業化に取り組む農業法人を出資対象に加える策等を具体的に検討する旨を明記した。

4. 中小企業を主たる経営者とする合弁会社にも出資できるよう制度を見直すべき

政府が農林漁業成長産業化ファンドの出資対象の見直しに着手したことは、注目に値する。6次産業化・地産地消法に基づく計画認定を受けた6次産業化事業者は2016年6月末時点で2,175件に達するが、その大半は事業規模が小さく、外部から出資を受けるニーズが低いとみられるためである。今後、制度の見直しによって農林漁業成長産業化ファンドの出資対象が拡大すれば、同ファンドからの出資を受けて大規模な6次産業化に取り組む農林漁業者が増えると期待される。ただし、6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者や、別会社を作らずに6次産業化に取り組む農業法人だけでは、出資対象を拡大する効果は限定的なものにとどまると予想される。

それでは、6次産業化の推進に向けて、農林漁業成長産業化ファンドの出資対象をどのように見直せば良いのか。この問いに対する一案としては、企業の出資比率が農林漁業者の出資比率を上回る（＝

図表2 農林漁業成長産業化ファンドの実績概要(2015年度末時点)

項目	実績
サブファンド数	53ファンド
総出資枠	730億円
うちA-FIVEの出資枠	365億円
出資決定件数(累計)	88件
うちサブファンドの出資案件	87件
うちA-FIVEの直接出資案件(注)	2件
出資決定額(累計)	72億円
うちA-FIVEの出資決定額	44億円

(注) A-FIVEの直接出資案件のうち、1件はサブファンドとの共同出資によるもの。

(資料) 農林水産省、農林漁業成長産業化支援機構の公表資料より、みずほ総合研究所作成

企業を主たる経営者とする) 合弁会社の一部も同ファンドの出資対象に含めることが考えられる。具体的には、パートナー企業が中小企業である場合に限定して、企業を主たる経営者とする合弁会社を6次産業化事業体として認定する規定を6次産業化・地産地消法に設けることを提案したい。これにより、農林漁業成長産業化ファンドの出資機会が増えるとともに、農林漁業と関連産業の一体的な発展が実現しやすくなると見込まれる(図表3)。

ここで敢えてパートナー企業を中小企業に限定するのには、2つの理由がある。第1の理由は、大企業を主たる経営者とする合弁会社の場合、農林漁業成長産業化ファンドを活用しなくても相応の資金調達力を有するとみられるためである。財政規律の観点からも、同ファンドを通じた政策的支援は、資金調達を課題としている合弁会社に対して講じることが望ましい。第2の理由は、現在の6次産業化・地産地消法のもとで、6次産業化への取り組みに関する計画を実施する農林漁業者だけでなく、これを支援する中小企業に対しても無利子資金を融資する特例措置が設けられているためである。特例措置の対象に倣って、中小企業を主たる経営者とする合弁会社を農林漁業成長産業化ファンドの出資対象に加えることは、制度の整合性の観点から理にかなうと考えられる。

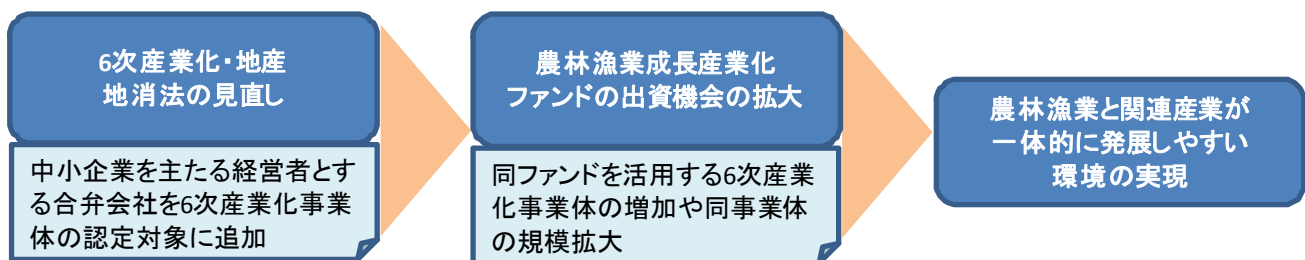
一方で、このように出資対象を見直すことに対しては、農林漁業者に十分なメリットが期待できないのではないかと懸念や、農林水産省の管轄すべき範囲を超えるのではないかと批判もあるが、これらについても議論の余地がある。

まず、メリットについての懸念をみると、一部の農林漁業者は、合弁会社の運営において企業側が強い交渉力を発揮し、自らの事業リターンが低水準に抑制されることを警戒している。しかし、農林漁業者にとって加工・販売等の多角化事業を主体的に展開していくことのリスクが大きいなかで、経営ノウハウが不足している場合等には、企業に経営主体を委ねた方が結果的に事業リターンが安定する可能性がある。

また、農林水産省の管轄に関する批判の背景には、農林漁業にフォーカスした政策を同省に講じてほしいとの農林漁業者の意向がある。しかし、①同省には農村振興の役割期待もあり、地方の中小企業による農林漁業者との合弁会社の設立は出資割合のいかんに関わらずこの役割期待に沿ったものといえること、②6次産業化のコンセプト自体が多角化事業への進出であること、③既に6次産業化・地産地消法で中小企業に対する特例措置が設けられていること等を勘案すると、必ずしも批判は当たらないと考えられる。

現在、中小企業のなかには、自らが主たる経営者になれないことを理由に、6次産業化事業体のパー

図表3 農林漁業成長産業化ファンドの出資対象の見直し案と期待される効果



(資料) みずほ総合研究所作成

トナー企業となることを見送っているケースがあるとみられる。だがもし、こうした制約が取り払われれば、農林漁業成長産業化ファンドからの出資を受けて農林漁業者と6次産業化に取り組む中小企業が増えると思われる。

さらに、中小企業自身の資金調達力を活かした1事業体当たりの事業規模の拡大も視野に入ってくる。現状では基本的に、農林漁業者が捻出できる出資額をもとにパートナー企業や農林漁業成長産業化ファンドの6次産業化事業体への出資上限額が決まってしまう。しかし、中小企業を主たる経営者とする合弁会社も6次産業化事業体として認められるようになれば、農林漁業者が5千万円を出資するという前述のケースで、中小企業が5千万円以上を出資することも可能になる。この結果、より大規模な経営を展開する6次産業化事業体が増えると思われる。

中小企業の6次産業化事業体への出資に対する規制緩和により、農林漁業成長産業化ファンドを活用する同事業体の増加や規模拡大が進めば、農林漁業や関連産業がより発展しやすくなると期待される。

5. おわりに

前述の「日本再興戦略2016」では、農林漁業成長産業化ファンドの活用促進に向けて、別会社を作らずに6次産業化に取り組む農業法人を出資対象に加える等の対策を講じたうえで、「その進捗を見極めつつ、（中略）更なる制度・運用の改善について検討する⁵」旨が明記された。内閣に設置された農林水産省・地域の活力創造本部の会議資料をみると、「農林漁業者の出資割合の取り扱いについて（中略）6次産業化の政策目的を十分に踏まえながら（中略）総合的に検討を進める⁶」との記述もある。有識者、実務者の意見や本稿の提案等も参考にしつつ、今後政府が出資割合に関する制度の見直しを「検討」で終わらせることなく実現させることを期待したい。

折しも2016年6月中旬には、農林水産省内で6次産業化を管轄する食料産業局の局長に経済産業省の前局長が就任するという人事もあった。局長級での両省の人事交流は初めてとのことであり、農林漁業と関連産業の一体的な発展に向けた政府の取り組み強化の可能性を感じさせる動きといえる。

農林漁業成長産業化ファンドの制度見直しに向けた検討や省庁間での人事交流はともに評価に値するものであり、今後これらが相まって、6次産業化の進展にどのような具体的成果をもたらしていくのか注目される。

¹ 6次産業化といわれる所以は、1次産業（農林漁業）×2次産業（加工・製造業）×3次産業（流通・サービス業等）＝6次産業という形で産業を融合させるというコンセプトにある。

² 農林水産省「農林漁業成長産業化ファンドに関するQ&A」。

http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/zipyo/6ji_page/fando.html

³ 農林水産省「財政制度等審議会財政投融资分科会説明資料－株式会社農林漁業成長産業化支援機構」（2015年11月）。

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa271111/2-1.pdf

⁴ 農林水産省「株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準の一部を改正する告示案の概要」（2016年3月）。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000141706>

⁵ 日本経済再生本部「日本再興戦略2016」（2016年6月）。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf

⁶ 農林水産省・地域の活力創造本部「『農林水産省・地域の活力創造プラン』に基づく施策のフォローアップ調査票」（2016年5月）。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai19/siryu5.pdf>

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。